

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 函館法務総合庁舎内における清涼飲料水用自動販売機の設置・維持管理業務
- (2) 設置場所 函館市上新川町1番13号 函館法務総合庁舎1階の所定の場所
- (3) 設置期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日
- (4) 募集台数 清涼飲料水用自動販売機 1台

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 優良な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 健全な経営状態と認められる者であり、適正な業務の履行が確保されている者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 清涼飲料水用自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しているものであること。
- (6) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 下記3の募集要項の交付を受けていない者は、公募に参加できないものとする。

3 公募申込み及び企画提案書提出期限

公募に参加する者は、平成28年12月21日（水）午後5時までに、下記5記載の募集要項配布先にて同要項の交付を受け、平成29年1月11日（水）午後5時までに企画提案書等の提出書類を同所に持参すること。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1項に規定する休日には、募集要項の交付及び企画提案書の受付は行わない。

また、郵送による募集要項の交付及び企画提案書の受付は行わない。

4 企画提案書等の無効

本公募公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

5 公募の申込先、募集要項配布先及び問合せ先

函館地方検察庁会計課国有財産係

住 所 函館市上新川町1番13号

電 話 0138-41-1233（内線219）

6 選定方法

募集要項に基づく企画提案書の内容について、審査員による判定を行うとともに、1平方メートル当たりの年額使用料単価も考慮の上選定する。

なお、審査の結果、企画提案書内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決定しない場合は公開抽選を行い決定する。

以上公告する。

平成28年12月12日

函館地方検察庁検事正 阪 井 博